

## 事業計画書(詳細)

### 経営理念・経営方針

#### 【経営理念】

「公益財団法人新潟ミートプラントは、食肉の高品質とおいしさの両立を全職員が一丸となって追及するとともに、働きがいのある職場づくりをしながら、消費者へ食肉の安全安心をPRし、畜産業の振興と新潟市の発展に貢献します。」

#### 【経営方針】

- ① 消費者へ食肉の安全安心をPRし、より安全で衛生的な食肉の提供をめざします。
- ② 情報公開に努め、法令を順守します。
- ③ と畜技術のさらなる向上をめざします。
- ④ 卓越したと畜技術を持つプロ集団をめざします。
- ⑤ 健全経営をめざします。

### 指定管理者申請の動機

当財団は、新潟市が指定管理制度を導入した当初からこれまで継続して指定管理者として新潟市食肉センターを管理してきました。当センターの管理は、単なる貸館管理ではなく、と畜場法に基づく専門的な管理が必要であること及び当センターを利用する様々な利用者の公平性を確保するための調整には、業務内容に精通した専門的な知識が必要であること、また、当財団の公益事業とも密接に関係した管理が必要となることから、より安全で衛生的な食肉の提供を目指す当財団が当センターの指定管理を受けることが最も適任であるとの認識から申請を行うこととしたものであります。

### 指定管理業務に係る事業計画（運営方針、集客計画、入館者数及び利用料収入見込など）

「新潟市食肉センター条例」によれば、新潟市食肉センターの設置の目的は、「食用に供するために行う獣畜の処理の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するため」とあります。

このため当財団においては、「安全・安心な食肉の安定的な供給を目指す」ことを第一目標に掲げ、特に次の点を重要な観点として、新潟市食肉センターを管理運営してまいります。

- ① O-157 や BSE 対策などを中心とした衛生的な施設設備の維持管理
- ② 関係畜産農家や食肉業者のニーズに応えた適正な獣畜のと殺・解体及び食肉の冷蔵保管の実施
- ③ 「動く市政教室」などを通じての市民への本施設の正確な情報提供

自主事業を実施する場合の事業計画（集客計画、入館者数及び収入見込など）

■自主事業計画概要（平成25年度の事業内容）

1 とさつ解体等事業

(1) と殺解体・食肉冷蔵保管事業（手数料等を徴収）

市民・県民など消費者に安全で衛生的な食肉を提供し、その利益擁護・増進を図るため、新潟市内や近隣市町村の畜産農家、畜産業者などが育てた主に牛や豚をと殺解体し、枝肉を冷蔵庫に冷蔵し保管する事業を行う。

処理頭数（25年度予定） 豚 220,858頭 牛 1,137頭

合計 221,995頭（豚換算 228,802頭）

1日当たりの平均処理頭数（豚換算） 934頭

冷蔵保管頭数（25年度予定） 延べ290,487頭（豚換算）

1頭当たりの平均保管日数 約1.27日

手数料等：公益財団法人新潟ミートプラント業務規程別表より（ただし、備考欄省略）

区分			金額(円)
解体手数料 (1頭あたり)	牛・馬		6,550
	小牛(生後1年未満の牛)		1,590
	豚	大貫	2,000
		普通	1,590
	めん羊及び山羊		640
	小めん羊及び小山羊(生後3カ月未満のめん羊及び山羊)		460
冷蔵庫使用料 (1頭分1日あたり)	牛・馬		501
	生後1年未満の牛・馬		189
	豚（大貫も含む。）		189
	めん羊及び山羊		126
	小めん羊及び小山羊		

(2) 牛海綿状脳症（BSE）に関する事業（協力金を徴収）

市民・県民に対する安全安心な食肉の安定供給や公衆衛生の向上並びに一般消費者の利益擁護・増進を図るため、牛海綿状脳症特別措置法に基づき、当センターで牛のと畜を依頼した利用者に代わり、頭部などの特定部位を適正に処理する。山羊、めん羊についても同様とする。

BSE 対策協力金：牛1頭当たり 1,050円（生後1年未満は 525円）

TSE 対策協力金：山羊、めん羊1頭当たり 1,050円

## 2 クリーントラック優良枝肉運搬車認定制度の実施

一般消費者の利益擁護・増進を図るため、市食肉センターを利用する枝肉運搬車の衛生状況等を点検・審査し、一定基準以上の優良車両にステッカーを交付する。

## 3 牛ヨロイ・ゼロ強化月間の実施（2月）

安全安心な食肉の提供や公衆衛生の向上を図るため、市食肉衛生検査所と共同で、期間中搬入時の汚染確認を行うなどの強化月間を設け、衛生的な解体処理を推進する。

## 4 食肉衛生強調月間の実施（7月）

県内全体の公衆衛生の向上を図るため、県内3食肉センター共同で毎年7月に強調月間を設定し衛生講習会を開くなど、より安全で衛生的な食肉を供給できるよう安全衛生の啓発に努める。

## 5 市食肉センターの広報事業の実施（随時）

一般消費者に安全安心な食肉を提供していることを周知し、その利益擁護・増進を図るため、県外や県内他市町村等からの施設見学等で市食肉センターがいかに安全安心な食肉を提供しているかを広報する。

## 6 小学校向け出前講座の実施（随時）

地域の公衆衛生の向上と一般消費者の利益擁護・増進を図るため、市食肉衛生検査所と共に、小学校高学年を対象に、食べ物の安全性について考えてもらう場を積極的に提供する。

サービス内容（開館時間、休館日設定）

新潟市食肉センター条例のとおり

開場時間

午前8時30分から午後5時まで

休場日

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 12月29日から翌年1月3日まで

上記のほか、繁忙期での臨時開場、閑散期での臨時休場等も取り入れ、利用者のニーズに応えます。

料金（利用料金制、料金設定の方針）

使用料

新潟市食肉センター条例のとおり

区分	金額(円)	
と畜場使用料	牛・馬	1頭につき 2,260
	小牛(生後1年未満の牛)	1頭につき 550
	豚 大貫	1頭につき 690
		1頭につき 550
	めん羊及び山羊	1頭につき 230
	小めん羊及び小山羊(生後3カ月未満のめん羊及び山羊)	1頭につき 150
冷蔵庫施設使用料		1式1月につき 152,900
部分肉処理施設使用料		1式1月につき 1,121,300
厚生施設使用料	A室(15平方メートル)	1室1月につき 34,600
	B室(30平方メートル)	1室1月につき 69,300
事務所使用料		1平方メートル1月につき 710

## 組織・人員体制

職員については、新潟市からの施設管理委託事業において、次の者を配置いたします。

- ① 新潟市からの委託事業である食肉センターの施設管理業務に従事する者として、主に施設の現場に産業廃棄物中間処理施設技術管理者、ダイオキシン類対策技術管理者の資格を有する職員等 5 名
- ② 事務職員 3 名。ただしこの 3 名については、と畜・解体冷蔵保管事業と施設管理事業の両事業の事務を行うため、人件費は両事業の事業費按分により算出します。
- ③ ボイラー、冷凍機等の保守管理については有資格者を有する事業所に委託し、必要職員を常駐配置いたします。(1 ~ 2 名)

## 雇用・労働条件

### 1 正規職員（「就業規則」の定めるところによる。）

- 契約期間：期間の定めなし
- 勤務時間：月曜日から金曜日まで午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 月 2 日、同月 3 日並びに 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日
- 年次有給休暇：16 日（初年度を除く）、原則 1 年毎に 1 日加算（20 日限度）。繰越可。
- 特別休暇：療養（無給）、出産、育児、介護、災害、忌引き等に関する制度あり。
- 賃金・手当（「職員給与規程」の定めるところによる。）
  - ・初任給：事務・技術・技能職員（高校卒） 1 級 10 号（月額 148,900 円）
  - ・手当：扶養、住居、通勤、特殊勤務、時間外勤務等各種手当有り。
- 賞与：夏期及び年末の 2 回
- 退職手当（「職員退職手当支給規程」の定めるところによる。）
- 定年制 有（満 60 歳）：高齢者雇用安定法に基づく再雇用制度あり（最長 65 歳まで）
- その他
  - ・社会保険の加入状況（厚生年金、健康保険）
  - ・雇用保険の適用 有
  - ・健康診断、災害補償制度有

### 2 臨時職員（「臨時職員（再雇用職員を含む）就業規則」の定めるところによる。）

- 契約期間：1 年以内（更新も有り得る。）
- 勤務時間：月曜日から金曜日まで午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 月 2 日、同月 3 日並びに 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

○年次有給休暇：10日（初年度を除く）、原則1年毎に1日加算（20日限度）。繰越可。

○特別休暇：療養（無給）、育児、介護、災害等に関する制度あり。

○賃金・手当

・基本賃金：一般 日額6,900円～7,800円、再雇用 日額10,900円

・手当：通勤、時間外勤務手当有り。

○賞与、退職金：なし

○退職：雇用期間が満了したときをもって自動的に失職する。（ただし、雇用を更新した場合は、新たな雇用期間が満了するまで、身分を継続する。）

○その他

・社会保険の加入状況（厚生年金、健康保険）

・雇用保険の適用 有

・災害補償制度 有

### 3 パートタイマー（「パートタイマー就業規則」の定めるところによる。）

パートタイマーとは：1日又は1週間の所定労働時間が職員より短い者をいう。

○契約期間：1年以内（更新も有り得る。）

○勤務時間：8時15分から、休憩時間を除き、概ね6時間以内とする。

○休日：土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び1月2日、同月3日並びに12月29日から12月31日までの日

○年次有給休暇：有

○特別休暇（無給）：療養、育児、介護、災害等に関する制度あり。

○賃金・手当

・基本賃金：時給930円

・手当：通勤、時間外勤務手当有り。

○賞与、退職手当：なし

○退職に関する事項

雇用期間が満了したときをもって自動的失職する。（ただし、雇用を更新した場合は、新たな雇用期間が満了するまで、身分を継続する。）

○その他

・社会保険の加入状況（厚生年金、健康保険）

・雇用保険の適用 有

・災害補償制度 有

## 安全確保及び緊急時の対策

現場に精通した衛生管理責任者、作業衛生責任者の配置を通じて、衛生事故の未然防止に努めるとともに、作業時の事故の未然の防止に努めます。また、事故発生時の対応については、財団内部の連絡体制を通じて、その事故の内容を的確に把握し、対応処理を行うとともに、食肉センター内の連絡体制を活用して、各事業所に適格な情報を提供します。

センター内の事業所で組織している防火委員会を活用し、毎年消防訓練を行うことによって、火災の未然防止及び火災発生時の事故防止に努めます。

警備会社と施設の警備委託契約を締結し、施設内での異常をより早く的確に把握し、休日・夜間における事故防止に努めます。

BSE発生時の対応については、すでに作成してあるマニュアルに沿って関係機関への通知、消毒の実施等、適性・迅速に対応します。

また、休日等の切迫と畜に対しては、すでに作成してある連絡体制により市役所農業政策課と連携のうえ、適正に処理します。

## 要望・苦情への対応

市民からの要望・苦情等については、「苦情対応マニュアル」(平成22年7月作成)に基づき、適切に対応を行います。そして指定管理者の業務の範囲内の問題については的確に判断し、誠意をもって処理します。また、指定管理者の範囲を越える市長の権限となる問題については、迅速に新潟市にその指示を仰ぎます。

センター利用業者や生産者等からの要望・苦情については、現在結成されている「新潟市食肉センター利用者連絡協議会」を開催し、その問題解決に努めます。

## 個人情報の取り扱い・コンプライアンス

当財団は、保有する個人情報が5,000件を越えるいわゆる「個人情報取扱事業者」ではありませんが、取り扱う個人情報を適切に管理するために財団としての「個人情報保護規程」を定め、適切に対応しています。

#### 環境保護に対する取り組み（ゴミ減量化、リサイクル、省エネ等）

これまで、使用済みコピー用紙の裏面利用、段ボール等のリサイクル、浄化槽汚泥の減量化や施設の老朽化に伴う漏水対策など、自前で取り組める省エネ化を行ってきました。

平成24年度には、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断を受け、いくつかの改善提案をいただきましたが、様々な制約の中で、多くの提案が実現困難であることが判明し、改善には至っておりません。

しかしながら、昨今のエネルギー事情を考慮すると、特に省エネ対策は、重要な課題と認識しており、今後とも市と十分協議を行いながら、抜本的な施設改善も含めて中長期的に取り組んでまいります。

#### 社会貢献活動等の実績（障がい者雇用、地域活動への参加など）

当財団は、公益財団法人としての公共的役割を担う立場から、可能な範囲で障害者雇用にも目を向けるべきであるとは考えておりますが、業務の特殊性から障害者の安全確保が困難であるとの認識から、現在、障害者の雇用は行っておりません。

なお、当財団は、障害者雇用促進法に定める障害者を雇用しなければならない事業主の範囲（従業員50人以上）には該当しております。

地域活動への参加については、立地条件から周辺に集落は少ないため、地域活動への直接的な参加は殆ど行ってはおりませんが、地域の春・秋の祭りなどにはお祝いの気持ちをお届けするなど、地域との顔つなぎは大切にしています。

※その他、施設の状況に応じて「項目」の追加・削除を行ってください。